

2. 入港料

(1) 入港料率

区分	金額
外航船舶	2 円70 銭
内航船舶	1 円48 銭

備考 入港 1 回につき総トン数 1 トンまでごとに

(2) 免除対象船舶

- ア 総トン数700トン未満の船舶
- イ 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- ウ 同一船舶が 1 日に 2 回以上入港した場合の 2 回以後の当該入港船舶
- エ 同一船舶が 1 月に11回（1 日に 2 回以上入港したときの入港回数は、1 回とする。）以上入港した場合の11回以後の当該入港船舶
- オ 親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する外国船舶
- カ 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに入港する船舶
- キ 検疫のみを目的として一時入港する船舶

《PR》入港料・港湾施設使用料の減免制度

名古屋港では、入港料、港湾施設使用料の各種減免制度を別表1、別表2のとおり実施しています。
ぜひ制度をご活用いただき、名古屋港を今以上にご利用くださるようお願い申し上げます。

別表1

	減免理由	減免方法	
		入港料	係留施設使用料
1	荷役日前日入港船 荷役日の前2日から荷役日午前0時までに係船岸壁に直接係留するとき	——	着岸時から荷役日当日の午前8時までを免除
2	日曜荷役船 日曜日に荷役を行うためにコンテナ船が入港するとき	全額免除	——
3	新規航路開設 新たに開設したコンテナ船定期航路又は再開したコンテナ船定期航路に投入される船舶の第1船目の運航（1ラウンド）時に入港するとき	50%相当額を減額 （第1船目は全額免除）	——
4	総トン数4万トン以上の船舶 総トン数4万トン以上の船舶（次項に該当する場合を除く。）が入港するとき	5%相当額を減額	5%相当額を減額
5	総トン数4万トン以上のコンテナ船 総トン数4万トン以上のコンテナ船が入港するとき	上限額を設定 （外航：102,600円）	——
6	自動車専用船 外航の自動車専用船が1回の入港により、完成自動車の荷役のために公共岸壁を2回以上使用するとき	——	2回目以降の使用に係る係船岸壁使用料を全額免除
7	クルーズ船 クルーズ船が入港するとき	全額免除	——
8	グリーンアウォード認証船 グリーンアウォード・プログラムの認証船が入港するとき	15%相当額を減額	——
9	ESI プログラム認証船 国際港湾協会（IAPH）が認証した船舶のESI値が30以上の外航船舶が入港するとき	15%相当額を減額	——
10	LNGバンカリング LNG燃料船（LNG運搬船を除く。）又はLNG燃料供給船が入港するとき	全額免除	——

別表2

減免理由	減免方法
完成自動車蔵置のための荷さばき地の使用 海外生産の完成自動車（船舶から降ろし直接搬入するものに限る）を蔵置するため、荷さばき地を使用するとき	荷さばき地使用料について、3日分を上限に全額免除